

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。</p> <p>平成十三年 月 日</p> <p style="text-align: right;">国土交通大臣 林 寛子</p> <p>建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件</p> <p>第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 構造用鋼材及び鋳鋼</p> <p>二 高力ボルト及びボルト</p> <p>三 構造用ケーブル、ワイヤロープその他これらに類するもの</p> <p>四 十四 略</p> <p>第二 略</p> <p>第三 略</p> <p>別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）</p>	<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。</p> <p>平成十三年 月 日</p> <p style="text-align: right;">国土交通大臣 林 寛子</p> <p>建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件</p> <p>第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 構造用鋼材及び鋳鋼</p> <p>二 高力ボルト及びボルト</p> <p>三 構造用ケーブル、ワイヤロープその他これらに類するもの</p> <p>四 十四 略</p> <p>第二 略</p> <p>第三 略</p> <p>別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）</p>

(い)	(ろ)
第二第一号に掲げる建築材料	<p>日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二五（鋼管ぐい）一一九九四、JIS A五五二六（H形鋼ぐい）一一九九四、JIS E一一〇一（普通レール及び分歧器類用特殊レール）一一〇〇一、JIS E一一〇三（軽レール）一一九九三、JIS G三二〇一（一般構造用圧延鋼材）一一九九五、JIS G三二〇六（溶接構造用圧延鋼材）一一九九九、JIS G三二一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）一一九九八、JIS G三二三六（建築構造用圧延鋼材）一一九九四、JIS G三二三八（建築構造用圧延棒鋼）一一九九六、JIS G三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一一九九八、JIS G三三二二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一一九九四、JIS G三三二一（溶融五五％アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）一一九九八、JIS G三三三二（塗装溶融五五％アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）、JIS G三三五〇（一般構造用軽量形鋼）一一九八七、JIS G三三五二（テックシアプレート）一一九七九、JIS G三五三（一般構造用溶接軽量H形鋼）一一九九〇、JIS G三四四四（一般構造用炭素鋼管）一一九九四、JIS G三四六六（一般構造用角形鋼管）一一九八八、JIS G三四七五（建築構造用炭素鋼管）一一九九六、JIS G五二〇一（炭素鋼鑄鋼品）一一九九一、JIS G五二〇二（溶接構造用鑄鋼品）一一九九一又はJIS G五二〇一（溶接構造用遠心力鑄鋼管）一一九九一</p>
第二第二号に掲げる建築材料	略
第二第三号に掲げる建築材料	<p>JIS G三五〇二（ピアノ線材）一一九九六、JIS G三五〇六（硬鋼線材）一一九九六、JIS G三五二五（ワイヤロープ）一一九九八、JIS G三五四六（異形線ロープ）一一二〇〇〇又はJIS G三五四九（構造用ワイヤロープ）一一二〇〇〇</p>

(い)	(ろ)
第二第一号に掲げる建築材料	<p>日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二五（鋼管ぐい）一一九九四、JIS A五五二六（H形鋼ぐい）一一九九四、JIS G三二〇一（一般構造用圧延鋼材）一一九九五、JIS G三二〇六（溶接構造用圧延鋼材）一一九九九、JIS G三二一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）一一九九八、JIS G三二三六（建築構造用圧延鋼材）一一九九四、JIS G三二三八（建築構造用圧延棒鋼）一一九九六、JIS G三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一一九九八、JIS G三三二二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一一九九四、JIS G三三二一（溶融五五％アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）一一九九八、JIS G三三三二（塗装溶融五五％アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）、JIS G三三五〇（一般構造用軽量形鋼）一一九八七、JIS G三三五二（テックシアプレート）一一九七九、JIS G三五三（一般構造用溶接軽量H形鋼）一一九九〇、JIS G三四四四（一般構造用炭素鋼管）一一九九四、JIS G三四六六（一般構造用角形鋼管）一一九八八、JIS G三四七五（建築構造用炭素鋼管）一一九九六、JIS G五二〇一（炭素鋼鑄鋼品）一一九九一、JIS G五二〇二（溶接構造用鑄鋼品）一一九九一又はJIS G五二〇一（溶接構造用遠心力鑄鋼管）一一九九一</p>
第二第二号に掲げる建築材料	略
第二第三号に掲げる建築材料	<p>JIS G三五二五（ワイヤロープ）一一九九八又はJIS G三五四六（異形線ロープ）一一二〇〇〇</p>

別表第二 略

別表第三 略

第二第四号に掲げる建築材料と
第二第十三号に掲げる建築材料

略

別表第二 略

別表第三 略

第二第四号に掲げる建築材料と
第二第十三号に掲げる建築材料

略